

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 落札者決定基準

1 本基準の位置づけ

本基準は、県が「豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は、本事業の入札に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

2 落札者の決定方法

本事業は、豊川浄水場の計装設備・電気設備のほか、場外施設の蒲郡浄水場（工水）及び蒲郡ポンプ場の計装設備の更新整備に係る設計、施工及び維持管理業務について、従来の仕様発注ではなく、性能発注により民間事業者に一括発注することで、民間事業者の技術力や創意工夫を最大限発揮し、効率的な設備更新及び安定した浄水場運用の継続を図ることを目的としている。このため、落札者の決定にあたっては、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、本事業を着実に実施できる技術力を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式を採用する。

3 審査の進め方

審査は、入札参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」では、技術提案書の内容による評価点（以下、「技術点」という。）に入札価格による評価点（以下、「価格点」という。）を加算した評価点（以下、「総合評価点」という。）を算出する。

4 資格審査

県は、応募者から提出された入札参加申込書兼資格審査申請書において、入札説明書等に記載した参加資格要件の充足を確認し、その結果を応募者に対して通知する。参加資格要件を満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

5 技術対話

資格審査通過者を対象に、県は技術対話を行う予定である。詳細は入札説明書のとおりとする。

6 提案審査

(1) 技術点に関する評価

(ア) プレゼンテーション

提案者は、提出した技術提案書について、提案の趣旨等を説明するため、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションにおいての説明及び質疑応答で回答した内容は、本入札に係る提案事項の一部とする。

(イ) 審査項目及び配点

県は、提案者のプレゼンテーションを踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮した上で、提案内容及びその実現可能性について審査を行う。提案内容进行评估の際の審査項目及び配点は表1のとおりとする。

表1 審査項目及び配点

審査事項		配点
提案内容	① 設計に関する事項	310 点
	② 施工に関する事項	240 点
	③ 維持管理に関する事項	100 点
④ 企業の技術力に関する事項		35 点
⑤ 配置予定技術者に関する事項		15 点
合計		700 点

(ウ) 採点基準

提案内容の採点は、次の二段階の手続により実施するものとする。

第一段階においては、提出された提案内容が調達仕様書に定める要求水準（以下「標準案」という。）を充足しているか否かを審査し、当該要件を満たすものと認定した場合に限り、基礎点を付与する。第二段階においては、標準案を上回る提案について、県が予め設定した加点項目に係る内容が具体的かつ明確に記載され、かつ実現可能性及び有効性が認められる場合に、提案の内容及び件数に応じて加点するものとする。なお、調達仕様書の記載又は加点項目に係る文言を単に引用若しくは羅列するにとどまり、具体性又は実効性を欠く提案については、基礎点を付与せず、また加点しないものとする。顕著な創意工夫、独自の技術又はノウハウ等が認められる場合には、加点項目の定めにかかわらず、評価の対象として加点する。評価にあたっては、記載箇所に関わらず技術提案書全体を対象とし、各評価項目の趣旨に合致する内容が記載されている場合は、当該評価項目において評価の対象とする。

基礎点及び加点の内訳は表2のとおりとする。

提案内容は原則として全て履行義務が発生するものとするが、採用の可否を県が判

断できない提案（落札者の決定以降に県との協議等により確認しなければ実現性が不明な提案等）、若しくは県が実施することを求めない提案については、当該提案の評価は行わず「協議箇所」として取扱う。評価の対象外となった「協議箇所」は落札者の決定以降に改めて協議を行い、県が提案実施の可否を決定するものとする。

また、提案内容が要求水準を満たしていないと認められる場合は、当該提案内容の基礎点を付与しない。この提案者が落札者となった場合においては、当該提案内容について、契約履行に当たり、要求水準を満たすよう必要な内容の補完、修正又は具体化について協議を行うものとする。協議の結果においても要求水準を満たすことができないと認められる場合は、契約条件の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

なお、提案者が同一の提案内容を複数の評価項目に記載した場合、当該提案内容については、重複して評価を行わず、県が最も関連性が高いと認める評価項目に限り評価の対象とする。評価項目との関連性については、県が提案内容の目的・効果・実現性を踏まえて判断する。

表 2 配点内訳

分類	基礎点	加点	計
設計	190 点	120 点	310 点
施工	150 点	90 点	240 点
維持管理	60 点	40 点	100 点
合計	400 点	250 点	650 点

(エ) 企業の技術力に関する事項

元請として、過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から入札参加申込書兼資格確認申請書を提出する前日まで）に完了した日本国内の計装設備及び電気設備の工事实績（30 点）を次のとおり評価する。工事实績とは次に掲げる工事をいう。

<計装設備>

- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する上水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する工業用水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事

<電気設備>

- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する上水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する工業用水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する下水道の施設（処理場、ポンプ場）に

おける工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

表 3 企業の実績に係る配点

分類	評価	配点
計装設備	4 件以上	15 点
	3 件	10 点
	2 件	5 点
電気設備	4 件以上	15 点
	3 件	10 点
	2 件	5 点

また、公的資格認証（5 点）については、次のとおり評価する。

品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）
認証取得の有無（この入札に参加する営業所が認証されていること。）とする。

表 4 企業の公的資格認証に係る配点

評価	配点
何れも取得	5 点
何れか一方取得	2.5 点
取得なし	0 点

（オ）配置予定技術者に関する事項

現場に配置予定の監理技術者について、過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から入札
参加申込書兼資格審査申請書を提出する前日まで）に監理技術者、監理技術者補佐、主
任技術者又は現場代理人として従事した日本国内の計装設備又は電気設備の工事实績
（15 点）を次のとおり評価する。工事实績とは次に掲げる工事をいう。

＜計装設備＞

- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する上水道の浄水場の施設全体に係る監視
制御設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する工業用水道の浄水場の施設全体に係る
監視制御設備の新設又は更新工事

＜電気設備＞

- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する上水道の施設（浄水場、取水場、ポン
プ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する工業用水道の施設（浄水場、取水場、
ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

- ・公称施設能力 1 万 m³/日以上 の規模を有する下水道の施設（処理場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

なお、機器製作期間と現場施工期間を分割した工事である場合、現場施工期間の施工実績を有するものとする。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、完成日を含む現場施工期間の半数以上かつ次に掲げる主要工種に直接従事した経験を有するものとする。

【主要工種】

計装設備：施設全体に係る監視制御設備の設置工事

電気設備：高圧以上の受変電設備の設置工事

表 5 配置予定技術者の実績に係る配点

評価	配点
4 件以上	15 点
3 件	10 点
2 件	5 点

（２）価格点に関する評価

（ア）入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額が予定価格を超えていないことを確認し、入札価格が予定価格を超える場合は当該入札参加者を無効とする。なお、入札参加者が 1 者の場合であっても、2 者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格を超えていない有効な入札があった場合は、本基準に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。

（イ）入札価格の評価

価格点は次の考え方に基づいて算出する。

（価格点算出計算式）

$$\text{価格点} = 300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

7 総合評価点

（１）総合評価点の内訳

総合評価点は 1,000 点満点とし、得点配分は技術点 700 点、価格点 300 点とする。価格点は、小数点以下第 3 位を四捨五入するものとする。

（２）最優秀提案の選定

総合評価点が最大となる提案を最優秀提案として選定する。

8 落札候補者の決定

県は、最優秀提案の入札参加者を落札候補者として決定とする。

なお、最優秀提案が複数ある場合には、当該入札参加者がくじ引きを行い、くじ引きの結果をもって、県は落札候補者を決定する。